

公立大学法人山梨県立大学施設等の一時貸付に関する要項

(平成22年4月1日制定 法人5301-2号)

(趣旨)

第1条 この要項は、公立大学法人山梨県立大学不動産等管理規程第8条第1項の規定に基づき、他の法令又は特別の定めのあるもののほか、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の不動産等のうち土地、建物及び建物付属設備並びに構築物（以下「施設等」という。）の貸付のうち一時使用について、必要な事項を定め、施設等の貸付の適正かつ良好な運用を図ることを目的とする。

(一時使用の範囲)

第2条 理事長は、法人における本来の用途又は目的を妨げない場合において、法人の施設等を、法人以外の者に一時的に貸し付けることができる。

2 前項に規定する「本来の用途又は目的を妨げない場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法人の業務の遂行上その必要性が認められる場合
- (2) 法人の施設等の利用が公共性、公益性に反せず、業務運営上支障が生じない場合で、その利用が必要不可欠な場合
- (3) 法人の職員、学生及び来学者等の利便に資する場合
- (4) その他の理事長が特別の事情があると認めた場合

(一時使用の手続等)

第3条 施設等の一時使用を受けようとする者は、施設等一時使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を原則として使用開始予定日の2週間前までに、不動産等管理者に提出しなければならない。

2 不動産等管理者は、前項の申請が適当であると認めたときは、施設等一時使用許可証（様式第2号）を交付する。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、1年未満とする。

(貸付料)

第5条 施設等の貸付料は原則有料とし、別表に定めるとおりとする。

(貸付料の納入)

第6条 施設等の貸付を許可された者（以下「使用者」という。）は、前条に定める貸付料を原則として施設等を使用する1週間前までに納入しなければならない。

2 既納の貸付料は、原則として還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により施設等を使用できない場合又は管理運営上の必要のため許可を取り消した場合は、請求によりその全部又は一部を還付するものとする。

(無償貸付)

第7条 不動産等管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法人の施設等を無償で貸し付けることができる。

- (1) 法人が、法人の職員又は学生等の生活の安定と利便に供し、福祉の増進を図ることを目的として行う事業を法人以外の者に委託する場合
- (2) その他、理事長が法人の業務遂行上特に必要と認めた場合

(貸付料の減免)

第8条 不動産等管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付料の全額又は一部を減免することができる。

- (1) その使用目的が、法人の業務遂行上必要である場合
- (2) その使用目的が、教育研究上の効果が高いと判断される場合
- (3) その他、理事長が特別の事情があると認めた場合

(許可の取消)

第9条 不動産等管理者は、使用者が次の各号に該当するときは、速やかに必要な是正措置を命じ、又は許可を取り消すものとする。

- (1) 許可の条件に違反したとき
- (2) 当該使用により施設等の本来の用途又は目的に支障を来すおそれが生ずると認められるとき
- (3) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれが生ずると認められるとき
- (4) 法人において、当該施設等を使用する必要が急遽生じたとき

(原状回復等)

第10条 使用者は、貸付が終了したときは、速やかに原状回復のうえ、当該施設等を法人に返還しなければならない。

(弁償責任)

第11条 使用者は、その責めに帰すべき事由により施設等を、滅失又は損傷したときは、不動産等管理者の指示に従い、直ちに復旧するか、その費用を弁償しなければならない。

(委任)

第12条 この要項に定めるもののほか、この要項を実施するために必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。